肝がん・重度肝硬変 に対する 医療費助成について

令和6年4月京 都 府

【問い合わせ先】

 $\mp 602-8570$

京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 京都府 健康対策課 がん対策係

> T E L : 075-414-4765F A X : 075-431-3970

1 対象となる方

(1) 条件

以下を全て満たす方が対象となります。

京都府に住所を有してい	いる。

П	B 型 肝 炎 ウ イ ル ス・	C型肝炎ウイ	ルスに トス 肝がん・	重度肝硬変と診断されてい	ハス
_	D'+11 /K 'J '1 / V / \ '	しつれいバソコ	ノビンバー み るり リーカップレー		٧ · ′ ۵ ،

- □ 世帯年収約370万円未満(詳細は以下(2)のとおり)
- □ 研究班への臨床情報提供に同意

(2) 年齢区分と適用される階層区分

年齢区分	階層区分			
70歳未満	医療保険者が発行する限度額適用認定証又は限度額			
	適用・標準負担額減額認定証の所得額の適用区分がエ			
	又は才 に該当する者			
70歳以上75歳未満	医療保険者が発行する高齢受給者証の一部負担金の			
(※1)	割合が2割とされている者			
75歳以上(※2)	後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が 1			
	割又は2割とされている者			

- ※1 平成26年3月31日以前に70歳に達している1割負担の者は、医療保険者が発行する高齢受給者証の一部負担金の割合が2割とされているものと読み替えます。
- ※2 65歳以上75歳未満であって後期高齢者医療制度に加入している者のうち、後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割又は2割とされている者を含みます。

肝がん・重度肝硬変とは…

- ・ 肝がん及び重度肝硬変は、慢性肝炎、肝硬変(代償性肝硬変)を経て進行してい く一連の病態の最終段階とされ、その多くは肝炎ウイルス(B型肝炎ウイルス、 C型肝炎ウイルス)が原因です。
- ・ 肝がんは再発率が高く、長期的に治療を繰り返すことが多く、重度肝硬変では、 肝性脳症、食道・胃静脈瘤、特発性細菌性腹膜炎等の合併症の治療を繰り返すこ とがあります。

2 助成の対象となる医療

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における 入院関係医療の範囲(例示)

①肝がん・重度肝硬変入院医療 肝がん及び重度肝硬変の治療目的の入院と判断するための医療 (実務上の取扱い 別添3)

肝がんの例)

手術:肝切除術、肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法、血管塞栓術等

薬剤等:化学療法剤(ミリプラチン、ソラフェニブ等)

鎮痛薬(モルヒネ等)

重度肝硬変の例)

手術:食道・胃静脈瘤手術、内視鏡的胃・食道静脈瘤結紮術等

薬剤等:肝性浮腫・腹水、難治性腹水等の病名があり、トルバプタン 等を使用している場合

肝性脳症の病名があり、慢性肝障害時における脳症の改善の

効能効果を有する薬剤を使用した場合

【肝臓移植の取扱い】

肝臓移植を受けた場合、肝がん・重度 肝硬変は一旦は治癒したと考えられます。 そのため、肝臓移植を受けた月の翌月 以後は入院医療と認められません。 ただし、肝臓移植後に肝がんを再発し た場合は、再発以後の月についても入院 医療として認められます。

肝がん・重度肝硬変

入院関係医療

②肝がん・重度肝硬変の治療に関連する入院医療

肝がん・重度肝硬変入院医療を受けるために必要となる検査料、入院料 その他当該医療に関係する入院医療で保険適用となっているもの

例)入院基本料、血液検査、画像検査(腹部超音波、CT/MRI検査等)、 病理検査、薬剤管理料、等

③それ以外の入院医療

肝がん・重度肝硬変入院医療(①) および肝がん・重度肝硬変の治療に 関連する入院医療(②) ではない医療

例) 骨折、肺炎等、肝がん・重度肝硬変と無関係の疾患に対する医療 保険診療外の医療

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における 外来関係医療の範囲

①肝がん外来医療

「分子標的薬を用いた化学療法」、「肝動注化学療法」又は 「粒子線治療」に係るもの(実務上の取扱い 別添4)

肝がん外来関係医療

②肝がん外来医療に関連する外来医療

肝がん外来医療を受けるために必要となる検査料、 その他当該医療に関係する外来医療で保険適用となっているもの

例)初診料、血液検査、画像検査(腹部超音波、CT/MRI検査等)、 病理検査、薬剤管理料、等

③それ以外の外来医療

肝がん外来医療(①)及び肝がん外来医療に関連する外来医療(②)ではない医療

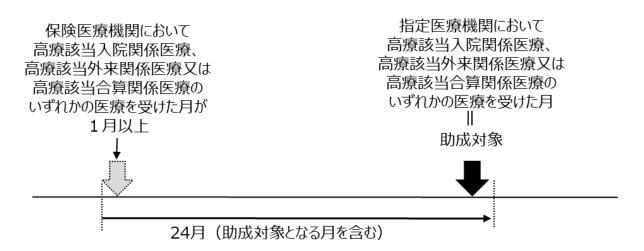
例) 骨折、肺炎等、肝がん・重度肝硬変と無関係の疾患に対する医療 保険診療外の医療

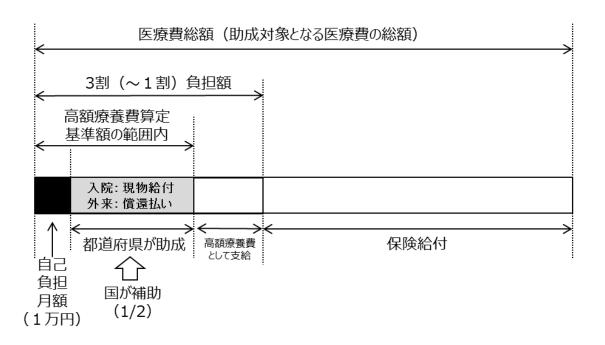
※肝がん・重度肝硬変と無関係な疾患(例:骨折、肺炎 等)に対する医療や保険診療外の 医療は助成の対象外となります。

3 医療費の自己負担額

- ・ 肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療(※1)に係る医療費が助成対象となる月を含み過去2年間(24月)で2月以上高額療養費算定基準額を超えた場合(※2)に、高額療養費算定基準額を超えた2月目以降(※3)の医療費について、患者の自己負担額が1万円となるよう助成します。
- ※1 通院治療は、「分子標的薬を用いた化学療法」、「肝動注化学療法」又は「粒子線治療」に係るものに限ります。
- ※2 高療該当入院関係医療、高療該当外来関係医療又は高療該当合算関係医療のいずれかの医療 を受けた月が2月以上の場合をいいます。
- ※3 助成月である2月目以降は、指定医療機関において医療を受ける必要があります。

【助成制度のイメージ】





4 助成期間

- ・ 有効期間は原則として、窓口で書類が受理された月の初日から1年間とします。
- 引き続き対象者の要件を満たす場合、更新の手続きを行うことができます。

5 参加者証交付申請の手続き

(1) 申請時に必要な書類

年齢と所得区分によって異なります。

- ・ 限度額適用認定証等の発行については、加入する医療保険(全国健康保険協会、 国民健康保険(市町村や各種組合)、後期高齢者医療広域連合等)にお問い合わ せ下さい。
- ・ 申請時点で、申請月を含む過去24月以内に肝がん・重度肝硬変入院関係医療 又は肝がん外来関係医療(自己負担額が高額療養費算定基準額を超えるものに限 る。)を受けた月数が既に1月以上あることが必要です。

	00 / 02.07.07.38.0 200.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.			
①70歳未満の方				
	エ・オの方→本事業の対象となります。			
	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書(★)			
	臨床調査個人票及び同意書(★)			
	本人の医療保険の被保険者証の写し			
	限度額適用認定証等の写し			
	本人の住民票(抄本)の写し(※1)			
	医療記録票の写し等(※3)(※4)(★)			
	肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証の交付を受けている場合は、肝炎自己負担上 限額管理表の写し			
	歳以上75歳未満の方			
局 辦约	受給者証の一部負担金の割合:3割の方→本事業の対象外となります。			
	2割の方→本事業の対象となります。			
	さらに限度額適用認定証等の提示の有無で分かれます 			
限度額達	適用認定証等をお持ちでない場合(一般区分(Ⅲ))			
	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書(★)			
	臨床調査個人票及び同意書(★)			
	本人の医療保険の被保険者証の写し			
	本人の高齢受給者証の写し			
	本人及び世帯全員の住民税課税証明書類(※2)			
	本人及び世帯全員の住民票(謄本)の写し(※1)			
	医療記録票の写し等(※3)(※4)(★)			
	肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証の交付を受けている場合は、肝炎自己負担上 限額管理表の写し			

限度額適用認定証等をお持ちの場合(低所得区分Ⅰ、Ⅱ)		
	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書(★)	
	臨床調査個人票及び同意書(★)	
	本人の医療保険の被保険者証の写し	
	本人の高齢受給者証の写し	
	限度額適用認定証等の写し	
	本人の 住民票(抄本)の写し(※1)	
	医療記録票の写し等(※3)(※4)(★)	
	肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証の交付を受けている場合は、肝炎自己負担上 限額管理表の写し	
	歳以上の方	
被保险	食者証の一部負担金の割合:3割の方→本事業の対象外となります。	
	1割又は2割の方→本事業の対象となります。	
BD	さらに限度額適用認定証等の提示の有無で分かれます。	
限度額減	適用認定証等をお持ちでない場合(一般区分(Ⅲ))	
	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書(★)	
	臨床調査個人票及び同意書(★)	
	本人の後期高齢者医療被保険者証の写し	
	本人及び世帯全員の住民税課税証明書類(※2)	
	本人及び世帯全員の住民票(謄本)の写し(※1)	
	医療記録票の写し等(※3)(※4)(★)	
	肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証の交付を受けている場合は、肝炎自己負担上 限額管理表の写し	
限度額過	箇用認定証等をお持ちの場合(低所得区分Ⅰ、Ⅱ)	
	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書(★)	
	臨床調査個人票及び同意書(★)	
	本人の後期高齢者医療被保険者証の写し	
	限度額適用認定証等の写し	
	本人の 住民票(抄本)の写し(※1)	
	医療記録票の写し等(※3)(※4)(★)	
	肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証の交付を受けている場合は、肝炎自己負担上 限額管理表の写し	

- (★) の様式は、京都府のホームページ、保健所等、各指定医療機関において提供していますのでご利用ください。
- ※1 住民票の写しは、発行から3か月以内のものを提出してください。

- ※2 市町村民税課税証明書は<u>直近年度の</u>全項目のものを取得してください。また、各市町村が発行する市町村民税の決定通知書の写しでも代用できます。なお、義務教育終了前の者の課税証明書は省略できます。
- ※3 指定医療機関以外の保健医療機関や保険薬局を受診等した場合は、別記第3-2号 様式に領収証及び診療明細書その他記載の事項の確認できる書類を添えてください。
- ※4 医療記録票は、申請月を含む過去24月以内に肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は肝がん外来関係医療(一部負担額が高額療養費算定基準額を超えるものに限る。)を 受けた月数が既に1月以上あることを確認してください。

(2)申請窓口

お住まいの地域の保健所、京都市各区・支所の健康長寿推進課又は京都府健康対策課

6 申請に当たっての注意点

- ・ 医療費助成は、原則として保健所等が書類を受理した月の初日から開始となります。
- 郵便による提出も可能ですが、必要な書類は必ず添付してください。
- ・ 提出いただいた申請の結果は、窓口に書類を提出してから概ね2か月程度で申請者 あて連絡させていただきます。
- 申請いただいても必ず承認されるものではありませんので、あらかじめご了解ください。
- ・ 提出された臨床調査個人票の内容に不備又は確認事項が認められた場合には保留扱いとし、主治医に内容又は所見の照会を行う場合があります。(保留とする場合には、申請者にもその旨を連絡いたします。)この場合は、主治医から回答をいただくまで相当日数を要することがありますので、あらかじめご了承ください。

7 参加者証が交付されるまでの間に支払った医療費について

- 参加者証が届くまで申請から約2か月程度かかります。
- ・ 参加者証が届くまでの間に助成対象となる医療費を医療機関に支払った場合には、 申請により京都府から返金します。
- ・ 申請方法等については、参加者証交付時に同封する書類によりお知らせします。 (償還払いとなる月に受診した全ての医療機関の領収書と診療明細書が手続きに必要となりますので、お手元で保管しておいてください。)

